



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例（総務私学課）	8
○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）	22
○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	28
○ 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	30
○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	31
○ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	82
○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	83
○ 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（行政管理課）	84
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	85
○ 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）	114
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（科学技術振興課）	114
○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	115
○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	119
○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（こども家庭課）	124
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課）	134
○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空手振興課）	135
○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（都市公園課）	136
○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	138
○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	140
○ 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	141
○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局管理課）	144
○ 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	146
○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	147
○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育支援課）	148
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	148
○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	149
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	149

- (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
 - (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
 - (3) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）
 - (4) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）
- 2 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第16号）

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 最低基準の目的について定めることとした。（第2条）
- 3 用語の定義について定めることとした。（第3条）
- 4 一時保護施設の設備及び運営の基準について定めることとした。（第4条から第36条まで）
- 5 規則への委任について定めることとした。（第37条）
- 6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加えることとした。（第5条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第6条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 沖縄空手会館の利用料金の基準額を改めることとした。（別表第1から別表第3まで関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 県内に住所を有する者が1年間を通して首里城地区内施設に入場しようとする場合の入場料の限度額について定めることとした。（第11条関係）
- 2 入場料の限度額を改めることとした。（別表第2及び別表第3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第11条、別表第2及び別表第3関係）
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 各処理区における1日当たりの最大処理能力の値を改めることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 一級建築士事務所登録手数料及び二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料の額を改めることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 免許申請手数料及び免許更新申請手数料の額を改めることとした。（第2条及び第3条関係）
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（第6条関係）
- 2 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることとした。（第7条関係）
- 3 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備することとした。（第8条の2関係）

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 6 条第 1 号中「第15条の 2」を「第15条の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中「7,580円」を「11,370円」に、「15,160円」を「22,740円」に、「2,080円」を「3,120円」に、「9,240円」を「13,860円」に、「18,500円」を「27,750円」に、「2,540円」を「3,810円」に、「12,580円」を「18,870円」に、「25,160円」を「37,740円」に、「3,460円」を「5,190円」に、「52,100円」を「78,150円」に、「104,200円」を「156,300円」に、「14,320円」を「21,480円」に、「90円」を「130円」に、「900円」を「1,300円」に、

1 人 1 回につき

160円

を

1 人 1 回



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則（総務私学課）	1
○ 沖縄県公文書管理委員会規則（総務私学課）	14
○ 沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務私学課）	15
○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（人事課）	15
○ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	16
○ 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	30
○ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	31
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（科学技術振興課）	32
○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（障害福祉課）	33
○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（こども家庭課）	34
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（医療政策課）	35
○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（空手振興課）	35
告 示	
○ 沖縄県消防表彰規程の一部を改正する告示（防災危機管理課）	36
訓 令	
○ 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	36
正 誤	
○ 令和7年3月18日付け公報定期第5298号中訂正	36

規 則

沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める機関)

第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 沖縄県平和祈念資料館
- (2) 沖縄県立図書館

て同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

- (4) 学習等を行う室及び屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。)は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(職員)

第4条 条例第19条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- (2) 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- (3) 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第5条 条例第20条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一時保護施設(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。次号において同じ。))を整備していないものに限る。)には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
- (2) 一時保護施設(前号に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から存する一時保護施設(同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。)に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下」とあるのは、「15人以下」とする。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成28年沖縄県規則第35号)の一部を次のように改



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 私立学校法施行細則の一部を改正する規則（総務私学課） 1
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 9
- 沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則（管財課） 14
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 14
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課） 15
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課） 25
- 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課） 26
- 沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則
（建築指導課） 26
- 告 示
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課） 26
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 27
- 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務
管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示（警察本部生活安
全企画課） 27
- 公 告
- 保護増殖事業計画の決定・3件（自然保護課） 27
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業支援課） 29
- 環境影響評価方法書に係る都市計画対象事業の都市計画決定手続の中止（都市計画・モノレール
課） 29
- 教育委員会事項
- 沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則 29
- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助
手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令 30
- 選挙管理委員会事項
- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 31
- 正 誤
- 令和6年3月29日付け公報第5204号中訂正 32
- 令和6年3月31日付け公報号外第10号中訂正 32

規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（平成20年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第30条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第3条中「第32条第1項」を「第25条第1項」に改める。

【付属品】姿勢保持装置 製作要素				【完成用部品価格】			
種目名称別コード			メーカー名／製品名				
処方	年	月	日	適合判定	年	月	日

第11号様式中 「 生年月日 電話番号 」

「 」を「 続 柄 電話番号 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「には、」の次に「当該申請に係る」を加え、「及び栄養士」を「又は栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第1号様式及び第2号様式中 「 栄 養 士 」 を 「 栄 養 士 及 び 管 理 栄 養 士 」 に改める。

第5号様式の2及び第5号様式の4中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改める。

第6号様式、第7号様式及び第19号様式中 「 栄 養 士 」 を 「 栄 養 士 及 び 管 理 栄 養 士 」 に改める。

第44号様式中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改める。

第45号様式及び第46号様式中 「 栄 養 士 」 を 「 栄 養 士 及 び 管 理 栄 養 士 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

沖縄県流域下水道事業会計規則（令和2年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第89条第3項第1号中「3万円」を「10万円」に改める。

別表第2第2項の表中「、暫定」を削り、「期末」の次に「、勤勉」を加え、「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

（沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正）

第1条 沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和50年沖縄県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第5条」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第2条 宅地建物取引業法施行細則（平成12年沖縄県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の2第1項第8号」を「第1条の2第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第139号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和7年3月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 イノシシ（イノブタを含む。）
 - 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
 - 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
 - 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
 - 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）